

基本給の調整額細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

基本給の調整額細則の一部を改正する細則

基本給の調整額細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。
※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与規程別表第6第4項関係)</p> <p>第5条 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染された恐れのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 「受付その他の窓口業務」とは、総合窓口若しくは診療科の窓口における診療の受付若しくは入退院手続に係る業務、臨床検査・輸血部若しくは放射線部の窓口における検査の受付に係る業務、会計窓口における診療費の請求及び徴収に係る業務又は<u>医療支援課、医事課等</u>における患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等の業務をいう。</p> <p>7 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(給与規程別表第6第4項関係)</p> <p>第5条 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染された恐れのある喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 「受付その他の窓口業務」とは、総合窓口若しくは診療科の窓口における診療の受付若しくは入退院手続に係る業務、臨床検査・輸血部若しくは放射線部の窓口における検査の受付に係る業務、会計窓口における診療費の請求及び徴収に係る業務又は<u>医療支援課等</u>における患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等の業務をいう。</p> <p>7 (略)</p> <p>(略)</p>

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。